

公布された条例のあらまし

○佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）

- 1 職員の定年を年齢 65 年とし、令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 4 月 1 日までの間、段階的に引き上げること等とした。（第 3 条、附則第 3 項及び第 4 項関係）
- 2 4 及び 5 により異動期間（4 により延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずる等の事由があると認めるときであって、かつ、4 により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限り、定年退職日の翌日以後も引き続き勤務させることができることとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができないこととした。（第 4 条関係）
- 3 地方公務員法（以下「法」という。）第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職、同項に規定する管理監督職勤務上限年齢及び同条第 4 項に規定する他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を定めることとした。（第 5 条～第 7 条関係）
- 4 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずる等の事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。5 において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができることとし、併せて延長された異動期間を当該事由により更に延長するための規定を整備することとした。（第 8 条第 1 項及び第 2 項関係）
- 5 任命権者は、4 により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずる等の事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができることとし、併せて延長された異動期間を当該事由により更に延長するための規定を整備することとした。（第 8 条第 3 項及び第 4 項関係）
- 6 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職をした者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができることとした。ただし、その者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないこととした。（第 11 条関係）
- 7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員等を除く。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとした。（附則第 5 項関係）
- 8 その他所要の改正を行うこととした。

- 9 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、12については公布の日から施行することとした。
- 10 佐賀県職員の再任用に関する条例は、廃止することとした。
- 11 所要の経過措置を定めることとした。
- 12 地方公務員法の一部を改正する法律附則（令和3年法律第63号）第2条第3項に規定する条例で定める年齢を、年齢60年とすることとした。

○佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第29号）

- 1 地方公務員法の改正を踏まえ、佐賀県職員の定年引上げに伴い定年前再任用短時間勤務制を導入する等のため、職員の分限に関する条例ほか11条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額
は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた
額（行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表（二）の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受け
るものにあつては、当該加算額を加えた額）に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2
条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすることとした。（第4条第12項関係）
- 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正前の佐賀県職員の
定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」
という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額（行政
職給料表、研究職給料表及び医療職給料表（二）の備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）に100分
の70を乗じて得た額とすることとした。（附則第9項関係）
- 3 2は、佐賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員等には適用しないこととした。（附則第
10項関係）
- 4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「降任等」という。）をされた職員で、当該降任等をされた日（以下
「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に2により当該職員の受ける給料月額（以下
「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」とい
う。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、2により当該職員の受ける給料月
額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する等、必要な規定を整備することとした。（附則第
11項～第18項関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

7 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第31号）

1 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳（佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正前の佐賀県職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳）に達した日以後最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額について準用することとした。（条例第1条の規定による改正後の附則第18項関係）

2 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳（旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳）に達した日以後最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額について準用することとした。（条例第1条の規定による改正後の附則第19項関係）

3 1及び2は、旧定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員等が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しないこととした。（条例第1条の規定による改正後の附則第20項関係）

4 佐賀県職員給与条例附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項の規定による職員の給料月額の変改（以下「給料月額7割改定」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとした。（条例第1条の規定による改正後の附則第21項関係）

5 当分の間、第5条の2の規定の適用を受ける者のうち、基礎在職期間中に給料月額7割改定をされた者が、給料月額7割改定をされた日より前に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例を定めることとし、併せてその者が定年前早期退職者に該当する場合等の規定を整備することとした。（条例第1条の規定による改正後の附則第22項～第27項）

6 当分の間、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、原則として60歳と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差の年数に応じた給料月額の割増率とすることとした。（条例第1条の規定による改正後の附則第28項関係）

7 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について所要の規定の整備を行うとともに、当該特例措置について所要の経過措置を定めることとした。（条例第1条の規定による改正後の附則第29項～第31項関係）

8 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例のほか2条例について所要の改正を行うこととした。

9 その他所要の改正を行うこととした。

10 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、9及び11の一部については、公布の日又は令和4年10月1日から施行することとした。

11 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 子の出生の日から57日間以内に育児休業を取得することができる非常勤職員の要件を改めることとした。（第2条関係）

2 子が1歳に達した日以後に育児休業を取得することができる非常勤職員の要件を改めることとした。（第2条の3及び第2条の4関係）

- 3 その他所要の改正を行うこととした。
 - 4 この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。
- 職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）
- 1 配偶者出産時育児休暇の対象期間を改めることとした。（第20条の2関係）
 - 2 この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。
- 佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例（条例第34号）
- 1 個人及び法人の県民税の均等割の税率の特例を5年間延長することとした。（第2条及び第3条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）
- 1 選挙運動用自動車の使用の公営に係る限度額を引き上げることとした。（第4条関係）
 - 2 選挙運動用ビラの作成の公営に係る限度額を引き上げることとした。（第9条関係）
 - 3 選挙運動用ポスターの作成の公営に係る限度額を引き上げることとした。（第13条関係）
 - 4 この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後その期日を告示される選挙から適用することとした。
- 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第36号）
- 1 佐賀県公立学校職員給与条例について、60歳に達した職員の給料に関し次のとおり定めることとした。
 - (1) 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（行政職給料表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすることとした。（条例第1条の規定による改正後の第6条第12項関係）
 - (2) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額（各給料表の備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）に100分の70を乗じて得た額とすることとした。（条例第1条の規定による改正後の附則第17項関係）
 - (3) (2)は、佐賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員等には適用しないこととした。（条例第1条の規定による改正後の附則第18項関係）
 - (4) 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「降任等」という。）をされた職員で、当該降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(2)により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月

額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、(2)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する等、必要な規定を整備することとした。(条例第1条の規定による改正後の附則第19項～第23項関係)

2 次の条例について、地方公務員法の引用条項を改正することとした。(条例第1条～第5条関係)

- (1) 佐賀県公立学校職員給与条例
- (2) 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例
- (3) 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例
- (4) 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例
- (5) 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例

3 2の(3)から(5)までの条例について、これらの条例に規定する諸手当の算定基礎となる給料月額は、当該額に1の(4)により支給される給料の額を加算した額とすることとした。(条例第3条の規定による改正後の附則第3項、条例第4条の規定による改正後の附則第2項及び条例第5条の規定による改正後の附則第3項関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県市町立学校県費負担教職員の定年等に関する条例及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

1 佐賀県職員の定年引上げに伴う関係条例の整備を踏まえ、佐賀県市町立学校県費負担教職員の定年等に関する条例及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例について、所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

3 佐賀県市町立学校県費負担教職員の再任用に関する条例は、廃止することとした。